

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
第4条 1. この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1円として店頭表示の普通預金利率によって計算します。ただし、当日の最終残高が1万円未満の場合は付利しません。	第4条 1. この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1円として当社所定の利率によって計算します。ただし、当日の最終残高が1万円未満の場合は付利しません。

以上